

議第176号

滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和30年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県営土地改良事業等分担金徴収条例

第1条中「県営土地改良事業」を「県営土地改良事業等（県営土地改良事業（県が行う土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）その他の県が行う農業農村整備に関する事業をいう。以下同じ。））」に、「土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条」を「法第91条第1項および同条第4項において準用する法第90条第4項の規定による分担金その他の農業農村整備に関する事業に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条」に改める。

第2条第1項中「各年度ごとに当該県営土地改良事業」を「年度ごとに県営土地改良事業等」に、「補助金の額」を「補助金または交付金（以下「補助金等」という。）の額」に、「国の補助金」を「国の補助金等」に改め、同条第2項中「補助金」を「補助金等」に改める。

第3条第1項中「前条の規定により算出した分担金は、当該県営土地改良事業」を「第1条の分担金は、県営土地改良事業等」に、「者で、当該県営土地改良事業」を「者で当該県営土地改良事業等」に、「および土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の10に規定するもの」を「ならびに当該県営土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地以外の土地で当該県営土地改良事業等によつて著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し、および収益する者その他当該県営土地改良事業等によつて著しく利益を受ける者」に改め、同条第2項中「県営土地改良事業」を「県営土地改良事業等」に改める。

第6条第1項中「補助金」を「補助金等」に、「行なう」を「行う」に、「割りふつて」を「割り振つて」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「県営土地改良事業等」

とあるのは「県営土地改良事業」と読み替えるものとする。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。